

広域レンタサイクル（E バイク）利用特則

本特則は、若狭湾サイクリングルート広域レンタサイクル実証事業（以下「広域レンタサイクル実証事業」といいます。）において貸し出す E バイク（以下「広域 E バイク」といいます。）の利用について、各貸出施設におけるレンタサイクル利用規約に加えて必要な事項を定めるものです。

本特則に定めのない事項については、各貸出施設のレンタサイクル利用規約を適用し、本特則とレンタサイクル利用規約の内容が異なる場合は、本特則を優先して適用します。

本特則の適用期間は、令和 8 年 9 月 16 日から令和 8 年 12 月 18 日までとします。

第 1 条 対象車両および利用地域

1. 本特則は、広域レンタサイクル実証事業の貸出対象となる E バイクに限り適用します。
2. 広域 E バイクの利用地域は、福井県嶺南 6 市町（敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町）の区域内とします。

第 2 条 予約

1. 広域 E バイクの予約は、利用日の 1 か月前から 7 日前まで受け付けます。
2. 予約は専用予約フォームにより受け付けます。電話による予約は受け付けません。
3. 専用予約フォームからの申込みは「予約リクエスト」として受け付けます。予約リクエストを行った時点では予約は確定していません。
4. 車両の在庫状況、貸出施設および返却施設の受入状況その他の事情を確認したうえで、貸出しの可否を決定します。在庫状況等により、希望する貸出しまたは乗り捨てをお受けできない場合があります。
5. 乗り捨てを希望する利用者は、予約時に返却を希望する施設を指定してください。

6. 予約確定後に返却施設の変更を希望する場合は、貸出施設へ連絡し、その指示を受けてください。利用者の判断のみで、予約時に指定した施設以外へ返却することはできません。
7. 予約時に虚偽の氏名、住所、電話番号その他の連絡先等を記入したことが判明した場合は、以後、広域 E バイクを含むレンタサイクルの貸出しを行いません。

第 3 条 宿泊を伴う利用

1. 1 泊 2 日または 2 泊 3 日の利用は、「わかさいくる サイクリストに優しい宿」として認定されている宿泊施設に宿泊する場合があります。
2. 利用者は、宿泊施設を予約する際に E バイクを利用する旨を宿泊施設へ伝え、自転車の保管場所を確保できることを確認したうえで、宿泊予約を行ってください。
3. 宿泊中は、宿泊施設が指定する場所に E バイクを保管し、必ず施錠してください。

第 4 条 利用料金および貸出期間

1. 広域 E バイクの利用料金は、1 台につき次のとおりとします。

1 日	8,000 円
1 泊 2 日	12,000 円
2 泊 3 日	16,000 円

2. 貸出期間は、最長 2 泊 3 日までとします。

第 5 条 貸出・返却および広域乗り捨て

1. 広域 E バイクの貸出施設および返却施設は、次の 4 か所とします。

宮本サイクル（敦賀市）

対応時間 9:00～19:00

定休日 日曜日・祝日

若狭美浜観光協会・JR 美浜駅（美浜町）

対応時間 8:30～17:00

定休日 年末年始

ホテルアーバンポート（小浜市）

対応時間 9:00～19:00

定休日 なし

若狭高浜観光協会・JR 若狭高浜駅（高浜町）

対応時間 8:30～17:00

定休日 年末年始

2. 各施設が所有する E バイクは、原則として当該施設から貸し出すものとします。
3. 貸出しおよび返却は、各施設の対応時間内に行うものとします。
4. 貸出施設と異なる施設へ返却する場合は、利用料金とは別に、1 台につき 5,000 円の乗り捨て料金を申し受けます。
5. 乗り捨ては、予約時に指定し、予約が確定した返却施設、または貸出施設の承諾を得て変更した返却施設に限ります。
6. 利用者は、予約した返却施設の対応時間までに E バイクを返却してください。対応時間までに返却することが困難であると分かった場合は、速やかに返却施設へ連絡し、その指示を受けてください。
7. 前項の連絡を受けた返却施設は、利用者の現在地、到着見込み時刻その他の状況を確認し、返却を受け入れることができる時間を利用者へ伝えます。
8. 返却施設が、自走による返却では受入可能な時間までの到着が困難であると判断した場合は、利用者にタクシー等を利用して E バイクとともに返却施設まで移動するよう指示する場合があります。
9. 前項のタクシー等による移動に要する費用は、利用者の負担とします。

第 6 条 利用時間および安全装備

1. 広域 E バイクの走行可能時間は、6:00 から 19:00 までとします。
2. 安全上、19:00 から翌日 6:00 までの夜間の走行は禁止します。

3. 広域 E バイクには、安全装備として前照灯、後部反射板およびベルを備え付けます。
4. 利用者は、トンネル内、薄暮時その他視界が悪い場所または状況においては、前照灯を点灯してください。
5. 利用者は、安全装備を取り外し、改造し、またはその機能を妨げる行為をしてはいけません。

第 7 条 貸出品

1. E バイク 1 台につき、充電コード 1 本、ヘルメット 1 個および充電式前照灯 1 個を E バイクと同時に貸し出します。
2. 利用者は、E バイクの返却時に、充電コード、ヘルメットおよび充電式前照灯を併せて返却してください。
3. 充電コード、ヘルメットまたは充電式前照灯を紛失または破損した場合は、その補充、修理または交換に要する費用を利用者が負担するものとします。

第 8 条 パンク・故障・破損および運行中止

1. 利用期間中に E バイクのパンク、故障、破損その他の異常を認めた場合は、直ちに運転を中止し、必ず貸出施設へ連絡してください。
2. 利用者は、貸出施設へ連絡することなく、自ら修理を行い、または自転車販売店、修理店その他の第三者へ修理を依頼してはいけません。
3. パンクが発生した場合は、貸出施設へ連絡し、貸出施設の指示または承諾を得たうえで、近隣の自転車店等で修理するものとします。
4. 走行途中に発生したパンクの修理に要する費用は、利用者の負担とします。
5. パンク以外の故障、破損その他の異常については、貸出施設の指示に従ってください。
6. 貸出施設が対応時間外の場合は、別途案内する専用連絡窓口へ連絡してください。
7. パンク、故障、破損その他の事情により運行を中止する場合は、貸出施設または専用連絡窓口の指示に従い、別途提示するタクシー会社等へ利用者自身で連絡し、利用者および E バイクを指定された施設まで移動してください。

8. 前項の移動に要するタクシー料金その他の費用は、利用者の負担とします。
9. 運営者および各施設は、パンク、故障、破損等が発生した場所への出張対応は行いません。
10. 利用者の故意、過失または不適切な使用等、利用者の責に帰すべき事由による故障、破損または部品の損傷が生じた場合は、修理、部品交換その他原状回復に要する費用を利用者に請求し、利用者はこれを支払うものとします。
11. 故障または破損の原因については、車両回収後の点検結果等に基づき判断します。

第9条 時間外連絡窓口

1. 各施設の対応時間外であっても、走行可能時間である 6:00 から 19:00 までの間に、パンク、故障、破損その他緊急の対応が必要となった場合に備え、広域レンタサイクル実証事業の実施期間中、専用連絡窓口を設置します。
2. 専用連絡窓口は、貸出施設が対応できない時間帯に限り利用するものとします。
3. 専用連絡窓口は、返却施設の変更、予約の変更その他通常の予約・利用に関する手続きは行いません。
4. 専用連絡窓口の電話番号および対応時間は、貸出時に利用者へ別途案内します。

第10条 バッテリーの管理

1. 利用者は、走行距離、道路の勾配、アシストモード等によりバッテリーの消費量が異なることを理解し、残量に十分注意して利用してください。
2. 利用者は、貸し出された充電コードを使用し、必要に応じて宿泊施設その他充電が可能な場所において、施設管理者等の了承を得たうえで充電してください。